

特定排出機器規定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、エネルギー消費効率に関する情報について書面に表示する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例及び規則で使用する用語の例による。

(特定排出機器)

第3条 規則第9条第1号に規定するエアコンディショナーは、直吹き形でウィンド形、ウォール型又は壁掛け型のものをいう。

(エネルギー消費効率に関する情報)

第4条 規則第10条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 多段階評価（規則第9条に掲げる特定排出機器ごとに、次に掲げるものとする。）

ア エアコンディショナーについては、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第258号）1-3に定める多段階評価基準による表示をいう。

イ 蛍光灯のみを主光源とする照明器具については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成22年3月19日経済産業省告示第55号）2-3に定める多段階評価基準による表示をいう。

ウ テレビジョン受信機については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第258号）3-3に定める多段階評価基準による表示をいう。

エ 電気冷蔵庫については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第258号）7-3に定める多段階評価基準による表示をいう。

オ 電気便座については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行

う者が取り組むべき措置(平成21年4月30日経済産業省告示第172号)13-3に定める多段階評価基準による表示をいう。

- (2) 省エネルギーラベル(日本工業規格C9901に定めるものをいう。)
- (3) 製造事業者等(法第77条に定めるものをいう。)の名称
- (4) 特定排出機器の種類ごとの名称
- (5) 1年間使用した場合の目安電気料金(規則第9条に掲げる特定排出機器ごとに、次に掲げるものとする。)

ア エアコンディショナーについては、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成18年8月18日経済産業省告示第258号)(以下「告示」という。)1-4の方法により算出したものを有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものとする。ただし、表示に当たっては、告示1-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

イ 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成22年3月19日経済産業省告示第55号)(以下「告示」という。)2-4の方法により算出したものを有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものとする。ただし、表示に当たっては、告示2-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

ウ テレビジョン受信機については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成18年8月18日経済産業省告示第258号)(以下「告示」という。)3-4の方法により算出したものを有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものとする。ただし、表示に当たっては、告示3-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

エ 電気冷蔵庫については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成18年8月18日経済産業省告示第258号)(以下「告示」という。)7-4の方法により算出したものを有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものとする。ただし、表示に当たっては、告示7-5の

注意事項をあわせて情報提供することとする。

オ 電気便座については、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成21年4月30日経済産業省告示第172号）（以下「告示」という。）13-4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとす。ただし、表示に当たっては、告示13-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

2 前項に規定する事項を表示した書面の標準様式は、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第258号）1-2(4)、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成22年3月19日経済産業省告示第55号）2-2(4)、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第258号）3-2(4)、7-2(4)及びエネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成21年4月30日経済産業省告示第172号）13-2(4)に定める様式とする。

附 則（平成22年4月1日改正）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年3月31日改正）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。